昭和五十五年政令第二百十九号 農業経営基盤強化促進法施行令

第六十五号)第六条第三項第二号ただし書並びに内閣は、農用地利用増進法(昭和五十五年法律 第十一条第一項及び第五項の規定に基づき、並び の政令を制定する。 に同法第十三条第二項の規定を実施するため、 ے

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第一条 五年ごとに、その後の十年間につき定めるものいう。) 第五条第一項の基本方針は、おおむねい 農業経営基盤強化促進法(以下「法」と

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第二条 法第六条第一項の基本構想は、前条の基 件が緩和される場合) (賃借権の設定等又は所有権の移転に関する要 本方針の期間につき定めるものとする。

第三条 法第十一条第二項の規定により読み替え ることとなるときに限る。)とする。 おいてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備え 賃借権の設定等又は所有権の移転を受けた後に 権の移転を受けるときにあつては、その法人が をいう。以下この条において同じ。)又は所有 業法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等 利用するため賃借権の設定等(農地中間管理事 いう。)を別表第一の上欄に掲げる土地として する土地(以下この条において「対象土地」と げる場合であつて、同条第二項第二号ロに規定 場合(第一号、第二号、第四号又は第五号に掲 号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる 間管理事業法」という。)第十八条第五項第二 律(平成二十五年法律第百一号。以下「農地中 て適用する農地中間管理事業の推進に関する法

いう。)第二条第一号から第三号までに掲げ 条において「農地中間管理事業法施行令」と 令(平成二十六年政令第四十六号。以下この 農地中間管理事業の推進に関する法律施行

事業法施行令第二条第一号に規定する用に供二 地方公共団体が、対象土地を農地中間管理 するため所有権の移転を受ける場合

行う者及びその世帯員等(農地法(昭和二十 事業に供している対象土地につき当該事業を に限る。ロにおいて同じ。)に基づいてその の権原(第三者に対抗することができるもの 七年法律第二百二十九号)第二条第二項に規 耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外

> うとする時におけるその者又はその世帯員等 移転を受ける場合 イ及びロに該当することによつて、所有権の 状況、農作業に従事する者の数等からみて、 の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の 同じ。)以外の者が、所有権の移転を受けよ 定する世帯員等をいう。以下この号において

等が耕作又は養畜の事業に供すべき対象土認可の申請の際現にその者又はその世帯員 地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜 積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業管理事業法第十八条第一項の農用地利用集 の事業を行うと認められること。 に関する事項を含める場合における同項の 法第十一条第二項の規定により農地中間

能となつた場合において、これらの者が耕 らの耕作又は養畜の事業に供することが可 の者又はその世帯員等がその対象土地を自 原の存続期間の満了その他の事由によりそ を行うことができると認められること。 てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業 作又は養畜の事業に供すべき対象土地の全 その対象土地についての所有権以外の権

(融資機関) 六 その他農林水産省令で定める場合 五. 規定する法人が、対象土地を同号に規定する 用に供するため所有権の移転を受ける場合 用に供するため所有権の移転を受ける場合 規定する法人が、対象土地を同号に規定する 農地中間管理事業法施行令第二条第三号に 農地中間管理事業法施行令第二条第二号に

第四条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定 (政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締 合及び農林中央金庫とする。 める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組

|第五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄 開発金融公庫は、政府と法第十四条の九第一項 結) を農林水産大臣に提出しなければならない 貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書 約に係る法第十四条の六第一項各号の貸付けの じ。)の定めるところにより、当該利子補給契 つては、内閣総理大臣。以下この条において同 は、農林水産大臣(沖縄振興開発金融公庫にあ に規定する利子補給契約を結ぼうとするとき

2

第六条 法第十九条第一項の地域計画は、第二条 の基本構想の期間につき定めるものとする。 (地域農業経営基盤強化促進計画)

2 3 認めた場合に定めるものとする。 利用を図る見地から相当であると同意市町村がの結果の内容が、農用地の効率的かつ総合的ない 前項の地域計画は、法第十八条第一項の協議 同意市町村は、前項に規定する場合に該当し

十八条第一項の協議を円滑に実施するために必ないときは、地域計画の作成に向け、次の法第 経営基盤強化促進計画の有効期間) 要な措置を講ずるものとする。 (法第二十二条の三第四項に規定する地域農業

第七条 法第二十二条の三第四項に規定する地域 た日から起算して五年とする。 案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更し 計画の有効期間は、同条第一項の規定による提

第八条 法第二十二条の四第四項の対価は、利用(利用権の設定等の対価の算定方法) 下において行われる取引を除く。)の事例が収を取得するために行う取引その他特殊な事情の地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地 られる一定の区域内における農用地等(以下こ その農用地等に係る農業事情と類似すると認め 必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考に 関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、 農用地等及び利用権の設定等を行う農用地等に な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似 その取引が行われた事情、時期等に応じて適正 集できるときは、当該事例における取引価格に 取引(農地を農地以外のものにするためその農 的経済的社会的諸条件からみてその農業事情が 権の設定等を行う農用地等の周辺の地域で自然 についての耕作又は養畜の事業に供するための の項において「周辺類似農用地等」という。) して、算出するものとする。

形状 位置

環境

五四 収益性 前各号に掲げるもののほか、

般の取引に

きないときは、次に掲げる事項のいずれかを基 前項の対価は、同項に規定する事例が収集で 礎とし、適宜その他の事項を勘案して、 るものとする。 おける価格形成上の諸要素 算出す

るその農用地等の価格 借賃、地代、小作料等の収益から推定され

二 利用権の設定等を行う農用地等の所有者が 支出した金額 その農用地等の取得及び改良又は保全のため

> 三 その農用地等についての固定資産税評価 登録されている価格をいう。) その他の課税 号)第三百八十一条第一項又は第二項の規定 により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に (地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六

(農業振興地域の整備に関する法律施行令の

第九条 法第二十二条の六第一項において読み替 律第二条第四項に規定する農地中間管理機構を 管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法 り都道府県が法第十九条第一項の地域計画の区 百九十五号)第八十七条の三第一項の規定によ えて適用する土地改良法(昭和二十四年法律第 は農作業に係る委託の期間」とする。 いう。)が委託を受けている農業の経営若しく 三号ロの規定の適用については、同号ロ中「存 四十四年政令第二百五十四号)第八条第一項第 域内において土地改良事業を行う場合における (定款等の記載事項の基準) 続期間」とあるのは、「存続期間又は農地中間 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和

第十条 法第二十三条第一項の政令で定める基準 係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合す の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が 脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会 は、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び るものであることとする。 定められていること並びにこれらの記載事項に

(特定農業団体の要件)

第十一条 件は、次に掲げる要件とする。 法第二十三条第四項の政令で定める要

を有していること。 前条に規定する基準に従つた定款又は規約

一 その組織を変更して、その構成員を主たる 法人となることに関する計画であつて、農林組合員、社員又は株主とする農業経営を営む 水産省令で定める基準に適合するものを有し ており、 かつ、その達成が確実と見込まれる

三 その他農林水産省令で定める要件 (特定農用地利用規程の有効期間)

第十二条 特定農用地利用規程の有効期間は、法 体は、当該特定農用地利用規程で定められた特 第二十三条第一項の認定を受けた日から起算し 定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合 て五年とする。ただし、同項の認定を受けた団

百七十一条の六第一項の規定により貸付金の償 自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第

超えない範囲内で延長することができる。 意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を (農用地利用規程の認定の取消しの事由) 農林水産省令で定めるところにより、 同

第十三条 法第二十四条第三項の政令で定める事 は、次に掲げる事由とする。

くなつたこと。 項の認定を受けた団体(次号において単に 「団体」という。) が同項に規定する団体でな 農用地利用規程について法第二十三条第一 1

(土地改良法施行令の特例) 二 法第六条第五項の規定による基本構想の変 軽微な変更に該当する場合を除く。)。 こと(同項ただし書の農林水産省令で定める 当該農用地利用規程について法第二十四条第 第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当 出があつたときは、その変更後のもの)が法 項又は第二項の規定による変更の認定又は届 更により農用地利用規程(法第二十四条第一 しなくなつた場合において、団体が遅滞なく 項の規定による変更の認定を受けなかつた 3 2

第十四条 法第二十九条第二項の規定により農事 百九十五号)の規定を適用する。 は第百条第一項の規定により土地改良事業を行 農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又 組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該 て、土地改良法施行令(昭和二十四年政令第一 (償還方法) 又は行おうとする農業協同組合とみなし 1

貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同第十五条 法第三十条第一項の国又は都道府県の 賦償還の方法によるものとする。 下欄に掲げるとおりとし、その償還は、均等年 る資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び じ。) 及び据置期間は、別表第二の上欄に掲げ

いずれかに該当するときは、貸付金の全部又は2 都道府県は、農地中間管理機構が次の各号の 一部について償還期限を繰り上げることができ

たとき 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し

貸付金の償還を怠つたとき

に違反したとき。 前二号に掲げる場合のほか、 貸付けの条件

都道府県が、農地中間管理機構に対し、地方

れないものとする。 合における国の貸付金の償還期限の延長につい 第六号に該当するものとみなし、かつ、この場 関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第 還期限を延長したときは、国の債権の管理等に ては、同法第二十六条第一項の規定は、適用さ 一十四条第一項の規定の適用については、同項

月一日) から施行する。 この政令は、法の施行の日 (昭和五十五年九

のであることとする。 利用権の設定等を受けると見込まれる農用地の は造成は、当該農用地の改良又は造成に関する法附則第八項の政令で定める農用地の改良又 面積が農林水産大臣の定める基準に適合するも 織する団体が当該事業の完了する以前において の定める基準に適合する農業者又は農業者の組 事業の施行に係る地域において、農林水産大臣

と読み替えるものとする。 項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について 条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」 準用する。この場合において、同条中「第十四 融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と法附則第八 第五条の規定は、政府が株式会社日本政策金

附 則 二三号) (昭和五五年八月二九日政令第1 抄

(施行期日)

(昭和五十五年十月一日) から施行する。(昭和五十五年法律第六十六号) の施行の日 この政令は、農地法の一部を改正する法律

号 附 抄 ^則 (平成三年三月一五日政令第二九

(施行期日)

第一条 する。 この政令は、平成三年四月一日から施行

- 号 附 則 抄 (平成五年七月三〇日政令第二七

(施行期日)

第一条 この政令は、農業経営基盤の強化のため の関係法律の整備に関する法律の施行の日 成五年八月二日)から施行する。 (経過措置) 伞

第二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年 が同法第七条第一項の承認を受けた際現に所有 条第三項の規定により基本構想に定められた者 により基本方針に定められた法人又は同法第六 法律第六十五号)第五条第二項第四号ロの規定

けている農用地等とみなす。 る農地売買等事業により買い入れ、 定する農用地等は、同条第二項第一号に規定す し、又は借り受けている同法第四条第一項に規 又は借り受

四一六号) 則 (平成一一年一二月二二日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。

〇号) 附 則 (平成一二年六月七日政令第三一

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

附則 三六三号) 抄 (平成一三年一一月二六日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施 行する。

附 (平成一四 年二月八日政令第二七

(施行期日) 号) 抄

第一条 この政令は、 四 附三号) (平成一五年七月三〇日政令第三 抄 公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た だし、附則第十八条から第三十四条までの規定 は、平成十五年十月一日から施行する。

00号) (平成一五年九月一〇日政令第四

を改正する法律の施行の日(平成十五年九月十この政令は、農業経営基盤強化促進法の一部

六 附 二 号 則 抄(平成一七年七月二九日政令第二

の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等

抄(平成二〇年九月一九日政令第二)

(施行期日)

二八五号) 則 (平成二一 年一二月一一日 [政令第

九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する 法律(以下「改正法」という。)の施行の (平成二十一年十二月十五日) から施行する。 日

第二条 改正法の施行前にした改正法第二条の規 ついては、なお従前の例による。 正法の施行後にした行為に対する罰則の適用に 十七条の十二第一項の規定による命令に関し改 定による改正前の農業経営基盤強化促進法第二

第一条 この政令は、改正法の施行の日 法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日条及び第六条並びに附則第三条の規定は、改正 十二年十月一日)から施行する。ただし、 (同年五月一日)から施行する。 (平成二

附則

る法律の施行の日 ら施行する。 (平成二十三年八月一日)か、地方自治法の一部を改正す

五号) 抄

五日) から施行する。

施行期日

九月一日)から施行する。

九 附 七 号)

第一条 この政令は、 行する。 平成二十年十月一日から施

(経過措置)

(平成二二年四月二三日政令第一

二七号)

(施行期日)

(平成二三年七月二九日政令第二

三五号) 抄

(施行期日)

則 (平成二六年三月二八日政令第九

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日 十六年四月一日)から施行する。 伞 成二

附則 0号) (平成二七年三月二〇日政令第八

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二七年一二月二四日政令第

四四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十八年四月一日

いから

七号) 附 則 抄 (平成二八年一月二九日政令第二

|第一条 この政令は、 (施行期日) 平成二十八年四月一日 いから

施行する。 附 則 (平成二八年三月一六日政令第六

この政令は、 附則 四号) (平成二九年三月二三日政令第三 公布の日から施行する。

農業用施設の用に供される土地を を開発した場合における を開発した場合における を開発した場合における を開発した場合における を開発した場合における	地 放 牧 の 日 的 に 供 さ に は で ま で は で 表 で と は で ま で と は で ま で と は で ま で と は で ま で と は で ま で と に せ さ に せ さ に せ さ に せ さ に せ さ に	別表第一(第三条関係) 別表第一(第三条関係) 別表第一(第三条関係) 別表第一(第三条関係) 別表第一(第三条関係) この政令は、農業経営基盤 この政令は、農業経営基盤 この政令は、農業経営基盤 この政令は、農業経営基盤	(施行期日) (平成三〇年三 所 則 (平成三〇年三 所 則 (平成三〇年一 一号) 抄 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) から施行する。 所 則 (平成三一年三 所 則 (平成三一年三 日十六日) から施行する。 所 則 (平成三一年三 日十六日) から施行する。 日十六日) から施行する。 日十六日) から施行する。 日十六日) から施行する。 日十六日) から施行する。 日十六日) から施行する。 日十六日) から施行の日からこの政令は、公布の日からこの政令は、公布の日から
められることができれること。	目的に供され、併その土地を効率的に利生育に供され、併その土地を効率的に利生育に供され、併その土地を効率的に利生育に供され、併その土地を効率的に利生育に供され、併その土地を効率的に利益ができる。	月二八日政令 (令和五年四 (令和五年四	三月一六日政令第二月一日政令第三月一日 (平成三十年) を施行する。 一月九日政令第三月一日政令第三月一日政令第
る に と 利	とで畜に 件項理ての。きの利 第事適規	月の 第 一 』進 一一 三 月改に	別表第二(第十五条関 資金の種類 二 法第七条第二号に 二 法第七条第三号に 二 法第七条第三号に
			(係) 「掲げる事」 年二 内五間 償